2　新開示告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3　新開示告示第三条第一項及び第二項の規定、新開示告示第三条第三項において準用する新開示告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定、新開示告示第三条第四項において準用する新開示告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第三号を含む。）の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4　新開示告示第四条第一項、第二項及び第三項第一号（新開示告示第五条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新開示告示第四条第三項第二号において準用する新開示告示第二条第三項の規定、新開示告示第四条第四項第一号（新開示告示第五条第四項において準用する場合を除く。）の規定、新開示告示第四条第四項第二号において準用する新開示告示第二条第四項及び第五項の規定、新開示告示第四条第五項及び第六項（それぞれ新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

5　新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

6　新開示告示第五条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新開示告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第四条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新開示告示第五条第四項において準用する新開示告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第三号を含む。）並びに第四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第四条第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

7　新開示告示第六条第一項第十一号及び第十四号並びに第二項の規定並びに新開示告示別紙様式第七号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

8　新開示告示別紙様式第七号（第一面に係る部分を除く。）は、平成三十年六月三十日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

○金融庁厚生労働省告示第二号

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成三十年三月三十一日から適用する。

平成二十九年十二月十一日

金融庁長官　森　信親
厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　［略］ 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。 ［3・4　略］ （連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項） **第三条**　［略］ 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成するものとする。 3　［略］ 4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 ［二～九　略］	（単体における事業年度の開示事項） **第二条**　［同上］ 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。 ［3・4　同上］ （連結会計年度の開示事項） **第三条**　［同上］ 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。 3　［同上］ 4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 ［二～九　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。